



鳥取海区漁業調整委員会  
会長 板倉 高司 様

第 2 0 2 1 0 0 2 7 3 2 1 2 号  
令和 4 年 2 月 1 0 日

鳥取県農林水産部長 西尾 博之  
(公印省略)

鳥取県資源管理方針の変更について (諮問)

このことについて、漁業法 (昭和 24 年法律第 267 号) 第 14 条第 9 項の規定により、鳥取県資源管理方針を変更したいので、同条第 10 項において準用する同条第 4 項の規定に基づき諮問します。

鳥取県告示第 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第9項の規定により、鳥取県資源管理方針を次のとおり変更したので、同条第10項において準用する同条第6項の規定により公表する。

令和4年 月 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(別紙1)</p> <p>第1 略</p> <p>第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等</p> <p>1 鳥取県くろまぐる漁業</p> <p>(1) 当該知事管理区分を構成する事項</p> <p>ア 略</p> <p>イ 対象とする漁業</p> <p>沿岸くろまぐる漁業(鳥取県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐるを採捕する日本海・九州西広域漁業調整委員会指示55号1(2)に掲げる漁業をいう。)、<u>定置漁業(鳥取県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が定置漁業権に基づき定置網を設置してくろまぐるを採捕する漁業のことをいう。以下同じ。)</u>及び<u>小型定置網漁業(鳥取県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が鳥取県漁業調整規則第5条第1項第15号に掲げる漁業に係る知事の許可を受け定置網を設置してくろまぐるを採捕する漁業をいう。以下同じ。)</u></p> <p>ウ 略</p> <p>(2) 漁獲量の管理の手法等</p> <p>当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日まで(知事が法第31条の規定に基づく公表をした場合(漁獲可能量の追加配分等により、当該知事管理区分における特定水産資源の漁獲量の総量が、当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと知事が認める場合を除く。))にあつては、当該管理年度の末日までは、陸揚げした日から3日以内(鳥取県の休</p>	<p>(別紙1)</p> <p>第1 略</p> <p>第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等</p> <p>1 鳥取県<u>沿岸</u>くろまぐる漁業</p> <p>(1) 当該知事管理区分を構成する事項</p> <p>ア 略</p> <p>イ 対象とする漁業</p> <p>沿岸くろまぐる漁業(鳥取県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐるを採捕する日本海・九州西広域漁業調整委員会指示55号1(2)に掲げる漁業をいう。)</p> <p>ウ 略</p> <p>(2) 漁獲量の管理の手法等</p> <p>当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日まで(知事が法第31条の規定に基づく公表をした場合(漁獲可能量の追加配分等により、当該知事管理区分における特定水産資源の漁獲量の総量が、当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと知事が認める場合を除く。))にあつては、当該管理年度の末日までは、陸揚げした日から3日以内)とする。</p>

日を定める条例（平成元年鳥取県条例第5号）第1号第1項に規定する休日（以下「行政機関の休日」という。）は算入しない。）とする。

## 2 鳥取県その他漁業

(1) 略

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日まで（知事が法第31条の規定に基づく公表をした場合（漁獲可能量の追加配分等により、当該知事管理区分における特定水産資源の漁獲量の総量が、当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがあったと知事が認める場

## 2 鳥取県定置網漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

中西部太平洋条約海域

イ 対象とする漁業

定置漁業（鳥取県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が定置漁業権に基づき定置網を設置してくろまぐろを採捕する漁業のことをいう。以下同じ。）、小型定置網漁業（鳥取県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が鳥取県漁業調整規則第5条第1項第15号に掲げる漁業に係る知事の許可を受け定置網を設置してくろまぐろを採捕する漁業をいう。以下同じ。）

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日まで（知事が法第31条の規定に基づく公表をした場合（漁獲可能量の追加配分等により、当該知事管理区分における特定水産資源の漁獲量の総量が、当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがあったと知事が認める場合を除く。）にあつては、当該管理年度の末日までは、陸揚げした日から3日以内）とする。

## 3 鳥取県その他漁業

(1) 略

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日まで（知事が法第31条の規定に基づく公表をした場合（漁獲可能量の追加配分等により、当該知事管理区分における特定水産資源の漁獲量の総量が、当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがあったと知事が認める場

合を除く。)にあつては、当該管理年度の末日までは、陸揚げした日から3日以内(行政機関の休日は算入しない)とする。

### 第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された数量から、本県の留保枠及び鳥取県その他漁業への配分を除いた数量を鳥取県くろまぐる漁業に配分する。本県の留保枠については、本県に配分された数量の約1割とする。また、鳥取県その他漁業には、混獲管理のための漁獲可能量を配分する。

前管理年度からの繰越し及び都道府県間等の融通等により本県の漁獲可能量が変更となった場合については、鳥取県くろまぐる漁業の漁獲可能量を変更するものとする。

### 第4・第5 略

(別紙2)

#### 第1 略

#### 第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

##### 1 鳥取県定置網漁業

(1) 略

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日まで(知事が法第31条の規定に基づく公表をした場合(漁獲可能量の追加配分等により、当該知事管理区分における特定水産資源

合を除く。)にあつては、当該管理年度の末日までは、陸揚げした日から3日以内とする。

### 第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、下表のとおりとする。本県の留保枠については、本県に配分された全量の約1割とする。また、鳥取県その他漁業には、混獲管理のための漁獲可能量を配分する。

前管理年度からの繰越しにより配分された漁獲可能量は、留保枠を除いた全量を鳥取県沿岸くろまぐる漁業に配分する。また、都道府県間等の融通により増減した漁獲可能量については、留保枠を除いたうえで、実績や消化率、採捕時期等を勘案し、それぞれの知事管理区分に配分する。前管理年度で知事管理区分に配分された漁獲可能量を超過した場合には、前管理年度における超過量を消化率や採捕時期等を勘案し、それぞれの知事管理区分から差し引くこととする。

区分	漁獲可能量の配分
鳥取県沿岸くろまぐる漁業	本県に配分された全量(県留保枠及び鳥取県その他漁業への配分を除く。)に0.5を乗じた数量
鳥取県定置網漁業	本県に配分された全量(県留保枠及び鳥取県その他漁業への配分を除く。)に0.5を乗じた数量

### 第4・第5 略

(別紙2)

#### 第1 略

#### 第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

##### 1 鳥取県定置網漁業

(1) 略

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日まで(知事が法第31条の規定に基づく公表をした場合(漁獲可能量の追加配分等により、当該知事管理区分における特定水産資源

<p>の漁獲量の総量が、当該知事管理漁獲可能量を  超えるおそれが無くなったと知事が認める場  合を除く。)にあつては、当該管理年度の末日ま  では、陸揚げした日から3日以内(鳥取県の休  日を定める条例(平成元年3月24日鳥取県条例  第5号)第1号第1項に規定する休日(以下こ  の別紙において「行政機関の休日」という。)は  算入しない。))とする。</p> <p>2 鳥取県その他漁業</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 漁獲量の管理の手法等</p> <p>当該知事管理区分における管理の手法は、漁  獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る  期限は、陸揚げをした日からその日の属する月  の翌月の10日まで(知事が法第31条の規定に基  づく公表をした場合(漁獲可能量の追加配分等  により、当該知事管理区分における特定水産資  源の漁獲量の総量が、当該知事管理漁獲可能量  を超えるおそれが無くなったと知事が認める  場合を除く。)にあつては、当該管理年度の末日  までは、陸揚げした日から3日以内(行政機関  の休日は算入しない))とする。</p> <p>第3～第5 略</p>	<p>の漁獲量の総量が、当該知事管理漁獲可能量を  超えるおそれが無くなったと知事が認める場  合を除く。)にあつては、当該管理年度の末日ま  では、陸揚げした日から3日以内)とする。</p> <p>2 鳥取県その他漁業</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 漁獲量の管理の手法等</p> <p>当該知事管理区分における管理の手法は、漁  獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る  期限は、陸揚げをした日からその日の属する月  の翌月の10日まで(知事が法第31条の規定に基  づく公表をした場合(漁獲可能量の追加配分等  により、当該知事管理区分における特定水産資  源の漁獲量の総量が、当該知事管理漁獲可能量  を超えるおそれが無くなったと知事が認める  場合を除く。)にあつては、当該管理年度の末日  までは、陸揚げした日から3日以内)とする。</p> <p>第3～第5 略</p>
--	---

附 則

この変更は令和4年4月1日から適用する。

令和 4 年 2 月 1 6 日

水産課

## 鳥取県資源管理方針 改正内容及び理由

**改正 1. 漁業種類の統合****内容**

別紙 1 に規定する「くろまぐろ（小型魚）」の第 2 に定める漁業のうち、「鳥取県沿岸くろまぐろ漁業」と「鳥取県定置網漁業」を一本化し、「鳥取県くろまぐろ漁業」とする。

改正後	改正前
鳥取県くろまぐろ漁業	鳥取県沿岸くろまぐろ漁業（引き縄）
	鳥取県定置網漁業
鳥取県その他漁業	鳥取県その他漁業（混獲枠）

他に県の留保枠（全体の 1 割）がある。

**理由**

変更前の「鳥取県沿岸くろまぐろ漁業」と「鳥取県定置網漁業」の漁業者は、資源管理協定を締結し、相互に連携して漁獲管理を行う体制が整っている。

そのため、資源管理方針で個々に漁獲配分を定めることは、両漁業間で漁獲枠の配分を融通するにあたり海区漁業調整委員会への諮問が必要になることから、マグロが大量に来遊した場合には対応の遅れにつながる可能性があり、資源を有効活用する上で望ましくないため。

**改正 2. 報告期限の計算に政機関の休日を算入しない****内容**

知事が漁業法 31 条の規定に基づく公表（漁獲可能量を超えるおそれがあると認めたとときに行う）をした場合、当該資源の漁獲報告が 3 日以内となることについて、行政機関の休日は算入しないこととする。

**理由**

国が定める資源管理基本方針が当該報告の日数について行政機関の休日を算入しないように変更されたため。

**改正 3. くろまぐろの漁獲可能量の変更時の配分方法を固定する****内容**

当初の配分に、前年度の繰越や他県や大臣管理分との融通により漁獲可能量が増減する場合の考え方をルール化した。これにより、このルールを事前に諮問することで、ルールに基づく場合は海区に諮問しなくても漁獲可能量の変更が可能となる。（国の留保枠の融通についても一部の魚種で同様の方法がとられている。ただし、定めたルールから逸脱する場合は海区への諮問が必要）

**理由**

マグロの漁獲量は急激に積みあがることもあり、迅速な対応が必要な一方で、海区漁業調整委員会は開催に時間を要すること。また、知事管理区分が単純になったことから、細やかな配分が必要なくなったため。

<参考>

(漁獲量等の公表)

第31条 農林水産大臣又は都道府県知事は、大臣管理区分又は知事管理区分における特定水産資源の漁獲量の総量が当該管理区分に係る大臣管理漁獲可能量又は知事管理漁獲可能量（漁獲努力量管理区分にあつては、当該管理区分に係る漁獲努力可能量。次条及び第三十三条において同じ。）を超えるおそれがあると認めるときその他農林水産省令で定めるときは、当該漁獲量の総量その他農林水産省令で定める事項を公表するものとする。